

ボランティア活動推進助成事業助成金交付要項

(趣 旨)

第1条 山鹿市社会福祉協議会（以下「本会」という）は、ボランティア活動推進助成事業実施要項（以下「実施要項」という）に定めるボランティア活動推進団体・グループ等（以下「団体」という）に対して、この要項の定めに従い予算の範囲内で助成する。

(助成額)

第2条 申請団体一箇所あたり年間 50,000 円以内とし、総額 150 万円以内とする。

2 助成は単年度助成とするが、内容によっては継続もあるものとする。

(助成金の交付申請対象団体)

第3条 ボランティアに対して、熱意ある団体については、次条に示す方法により助成金の交付申請を行うものとする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付申請については、次の各号を提出するものとする。

- ①交付申請書（第1号様式）
- ②活動計画書（第2号様式）
- ③助成金使途確認書（第3号様式）

2 申請に係る添付書類は、次の各号のとおりとする。

- ①申請団体の事業計画書
- ②申請団体の予算書

3 第1項並びに第2項の提出期限は、毎年4月末日とし、提出書類は各1部とする。ただし、第2項について申請団体の都合により書類が間に合わない場合は、その旨を本会へ報告し作成後に速やかに提出する。

(審査決定等)

第5条 団体の決定については、ボランティアセンター運営委員会において書類審査を行い、本会会長が決定するものとする。

2 団体の審査結果については、第4号様式により申請団体に対し通知するものとする。

(実績報告)

第6条 事業の実績報告については、次の各号を提出するものとする。

- ①実績報告書（第5号様式）
- ②活動報告書（第6号様式）
- ③助成金清算書（第7号様式）
- ④活動時の写真及び活動に関する資料

2 前項の提出期限は、年度終了後1カ月以内とし、提出書類は各1部とする。

(事情変更による決定の取消等)

第7条 助成金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により取消の必要が生じたとき又は、助成金目的以外に使用したと認められるときは、本会会長は交付決定を取消し、団体に対し助成金の一部又は全額を返還させることができるものとする。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成17年4月1日より施行する。

この要項は、平成26年4月1日より施行する。

この要項は、平成28年4月1日より施行する。

この要項は、令和2年4月1日より施行する。

この要項は、令和3年4月1日より施行する。